

2018年4月26日
第51回ICANN報告会

次世代gTLD登録ディレクトリ サービス(RDS)ポリシー策定WG 検討状況報告

一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター
インターネット推進部 山崎 信



おさらい

• 経緯

- 2009年10月： AoC(責務の確認)中の重要責務の1つに Whoisポリシーが掲げられる
- 2010年9月： Whoisポリシーレビューチーム(RT)が発足
- 2012年5月： WhoisポリシーRTが最終報告書を公表
- 2012年12月： gTLDディレクトリサービス専門家作業部会 (EWG)設立
- 2014年6月： EWGが最終報告書提出
- 2015年5月： 理事会発議によりポリシー策定プロセス(PDP)が開始
- 2015年10月： 事務局が最終課題報告書を公表
- 2016年1月： GNSO 次世代RDS(登録ディレクトリサービス) ポリシー策定プロセス(PDP)作業部会(WG)設立

• RDS PDP WGの目的

- gTLD登録データの収集、保守、アクセス提供に関する目的を定義し、データ保護のためのセーフガードを検討すること。これにはEWG最終報告書の勧告を参考とし、適切であれば新たなgTLDポリシーを創設

要求の大分類

利用者および目的

gTLD登録データにアクセスすべきなのは誰であるべきか、何の目的で？

登録データ要素

何のデータを収集・保存・公開すべきか？

プライバシー

データおよびプライバシーを保護するためにはどんな段階を踏むべきか？

アクセス制限

各ユーザーおよび目的向けにデータアクセスをコントロールするためにはどんな段階を踏むべきか？

データの正確性

データの正確性を増すためにはどのような段階を踏むべきか？

質問に回答するため、要求を使いチャーターが本WGに課したもの:

これらの要求を処理するのに、新たなポリシーの枠組みおよび次世代システムが必要か？

RDS PDP WGのこれまでの経緯



• フェーズ1：ポリシー要件

- 考えられる根本的な要件について検討（サンファン会議および本日時点ではここ）
- 上記要件に対応するためにポリシーの枠組みと次世代RDSの必要性について検討。次世代RDSが必要となれば次のフェーズに進む↓
- フェーズ2：ポリシー策定
- フェーズ3：実装と共存配慮

フェーズ1の今後の予定

- チャーター質問1-5に関する検討完了
- 基礎的な質問への回答
- 初期報告書
- フェーズ1作業計画の修正
- チャーター質問6-11の検討
- 第二次初期報告書
- フェーズ1最終報告書

ICANN60以降の進捗

- 以下の定義に専念
 - 登録データの処理に関する潜在的に正当な目的
 - これらの目的に必要なとされるデータ要素
 - データの潜在的な利用者
 - 各ドラフティングチーム(DT)に課せられた宿題 (ICANN61で発表)
 1. 各々の目的のため特定されるか、もしくは連絡を受けるべきかは、ドメイン名に付随する誰なのか
 2. これらの実体を特定する、または実体へ連絡するために達成される目標は何か
 3. ドメイン名に関連するこれらの実体に関して何が期待されるのか
- ドラフティングチームの詳細については、スライド8以降をご参照ください。

ICANN61での進捗

- WG対面会合を2回開催
- 各ドラフティングチーム(DT)の進捗状況を報告
 - 3/10 :
 - DT1(技術課題分析)
 - DT2(ドメイン名管理および個人利用者)
 - DT3(ドメイン名証明)
 - DT4(ビジネスドメイン名売買)
 - 3/14 :
 - DT5(法制度および契約の執行)
 - DT6(法的措置)
 - DT7(犯罪捜査・DNS悪用の被害軽減)
- gTLD登録データを処理する目的の1つとされている、ICANNによる契約執行について検討を開始

今後

- 2018年6月にフェーズ1初回報告書公開予定
- GDPRが落ち着くまで検討を中断（WG終了の可能性もあり）



参考：ドラフティングチーム(DT)の対象

- DT1：技術的な問題分析
 - セキュリティ事象などに見舞われた人などが、追跡を遂行するために関連する連絡先収集を可能にするための情報、証明、およびドメイン名に紐づくサービスに関連する事象の分析
 - 学術的な、もしくはは公益のためのDNS関連研究
 - 研究者などが学術研究または公益のために登録データ要素を収集
- DT2：ドメイン名管理および個人利用者
 - ドメイン名管理
 - 新規ドメイン名登録、変更、移転、運用目的の連絡、不正情報変更または移転がないかどうかの確認
 - 個人のインターネット利用
 - インターネット利用者による連絡のための登録者特定

参考：ドラフティングチーム(DT)の対象

• DT3：ドメイン名証明

- 証明書申請者の身元情報がドメイン名をコントロールする主体と同一であることの確認を支援するため、登録者などと連絡できるよう、認証局(CA)によって収集された情報
 - 主にOV(Organisation Validated)およびEV(Extended Validation) TLS証明書発行時
 - EWG報告書中の記述：ドメイン名によって特定される対象となるX.509証明書を発行する認証局(CA)に関するものがスコープ中のタスクに含まれる。このタスクを遂行するには、識別名(Distinguished Name, DN)が証明書の対象に登録されていることを利用者が確認する必要がある。そのためには、ドメイン名登録者に関するすべての公開およびアクセスが制限されたデータへのアクセスが必要となる。

• DT4：ビジネスドメイン名売買

- ドメイン名登録者とドメイン名バイヤー（企業や中小企業所有者、ブローカー等）がドメイン名の売買を行うこと

参考：ドラフティングチーム(DT)の対象

- DT5：法制度および契約の執行
 - インターネットに関連する契約（主にICANNとレジストラ間の契約）、業界最良慣行、法律／政府の規制に伴う義務を執行する権限を持つ公的機関および民間組織がレジストラを監視、ドメイン名登録者を特定または連絡するなどの執行活動
- DT6：法的措置
 - 民法および刑法の捜査や執行、法的権利の保護、オンラインでの不正行為または契約遵守関連のため弁護士などを支援すること、またはこれらの活動に対して依頼人を弁護する人、を含む、各ケースに付随する活動のすべての段階、すなわち捜査、登録者・登録機関またはホスティングプロバイダー・ドメイン名管理者もしくは技術担当者との連絡、仲裁、管理手続、民事訴訟、および刑事訴追

参考：ドラフティングチーム(DT)の対象

- DT7：犯罪捜査・DNS悪用の被害軽減
 - 規制当局、法執行機関、サイバーセキュリティプロフェッショナル、IT管理者等による、犯罪またはDNS悪用活動（DoS攻撃、迷惑メール、嫌がらせ）に関連するドメイン名の調査、通知、自動保護システム向け評判（レピュテーション）生成

参考資料

- [GNSO RDS PDP WG Wikiページ](#)
 - [フェーズ1関連文書](#)（ドラフティングチーム資料含む）
 - [ドラフティングチームメンバー、メールアーカイブ](#)
- ICANN61 RDS PDP WG対面会合資料
 - [1回目](#)（3月10日）
 - [2回目](#)（3月14日）